

伊 達 市

一 般 廢 棄 物 処 理 基 本 計 画

第 2 編 / 生 活 排 水 処 理 基 本 計 画

2017 年 (平 成 29 年) 3 月

北 海 道 伊 達 市

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）の策定が義務付けられており、生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）とごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）により構成することとされています。

生活排水処理基本計画は、長期的・総合的視点に立ち計画的に生活排水処理対策を行うため策定する計画であり、本市においては、2007年度（平成19年度）に改定した「生活排水処理基本計画」（目標年度：2018年度（平成30年度）、以下「現計画」という。）の目標を達成するため、みどり団地（南稀府町）や市街化調整区域の一部の下水道整備を進めるとともに、下水道予定処理区域外の生活排水処理対策として合併処理浄化槽を普及するため、2009年（平成21年）4月に設置者への補助金制度を導入するなど、生活排水の適正処理に努めてきました。

今回、現計画が改定後10年を経過し、また、2016年（平成28年）3月に本市の公共下水道事業計画を変更したことから、現状にあわせて人口等の基礎数値を見直すなど「生活排水処理基本計画」を改定しました。

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 基本方針 | |
| 1 | 生活排水処理に係わる理念・目標 | 1 |
| 2 | 生活排水処理施設整備の基本方針 | 1 |
| 第2章 | 計画目標年次 | 3 |
| 第3章 | 生活排水処理の状況 | |
| 1 | 生活排水の処理フロー | 4 |
| 2 | 生活排水処理形態別人口の状況 | 5 |
| 3 | 生活排水の処理主体 | 6 |
| 4 | 下水処理場の概要 | 7 |
| 5 | 生活排水処理の課題 | 8 |
| 第4章 | 生活排水の処理計画 | |
| 1 | 処理の方針 | 9 |
| 2 | 生活排水処理の目標 | 9 |
| 第5章 | くみ取りし尿等の処理計画 | |
| 1 | し尿等の排出状況 | 11 |
| 2 | し尿等の排出量の予測 | 12 |
| 3 | 予測結果のまとめ | 13 |
| 4 | し尿等の処理計画 | 14 |
| 資 料 | | |
| | ○生活排水処理計画図 | 16 |
| | ○生活排水処理計画図（大滝区） | 17 |
| | ○処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績・将来予測 | 18 |
| | ○伊達市浄化槽指導指針 | 19 |

第1章 基本方針

1 生活排水処理に係わる理念・目標

本市は、豊かな自然環境に恵まれており、特に水環境については長流川や気門別川を含めた多くの中小河川を有し、治水の役割や飲用水、農業用水などに利用されています。

また、川のせせらぎは、市民生活に親しみとやすらぎを与える場としての役割を果たし、海は漁場として、あるいは海水浴などのレクリエーションの場として、市民にとって身近で大切な存在となっています。

一方、河川や海は生活排水や農業排水などの流末として市民生活の営みにも利用されており、

本計画は、恵まれた自然環境を保持するために、水質汚濁の未然防止に努め、より良い水環境を保全し、豊かな環境資源を守ることを目標とします。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理は、公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により整備を進めており、引き続き、生活排水処理の理念・目標を達成するため、次のとおり基本方針を設定します。

(1) 公共下水道

下水道予定処理区域内の未整備箇所の整備を計画的かつ効率的に進めるとともに、整備区域内の水洗化率の向上に努めます。

(2) 合併処理浄化槽

下水道予定処理区域外(下水道の整備が当面見込まれない予定処理区域の一部を含む)では、生活排水処理の重要性及び合併処理浄化槽設置者への補助金制度についての市民周知を行うとともに、伊達市浄化槽指導指針に基づき合併処理浄化槽の設置整備を推進します。

表1 主な生活排水処理施設の特徴

| 処理方式 | 施設 | 事業の進め方の特徴 | 普及している地域または普及しやすいと考えられる地域 |
|------|-------------|---|---|
| 個別処理 | 合併処理浄化槽 | 新規に開発される団地、新築建築物等に設置する。また、既存の住宅、建物のくみ取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規に団地等が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域あるいは集落ごとに、もしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理が求められている地域 |
| 集合処理 | コミュニティ・プラント | 新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規に団地等が開発される地域 ・地域あるいは集落ごとに生活排水を処理することが適当な地域 |
| | 農業集落排水施設 | 農業振興地域の集落の面整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域に集落が発達している地域 |
| | 流域下水道 | 河川の兩岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域 |
| | 公共下水道 | 都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・既成都市の中心部 ・都市の宅地等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている都市 |

第2章 計画目標年次

本市の生活排水処理基本計画の目標年次は、2025年度（平成37年度）とします。

なお、この計画は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

第3章 生活排水処理の状況

1 生活排水の処理フロー

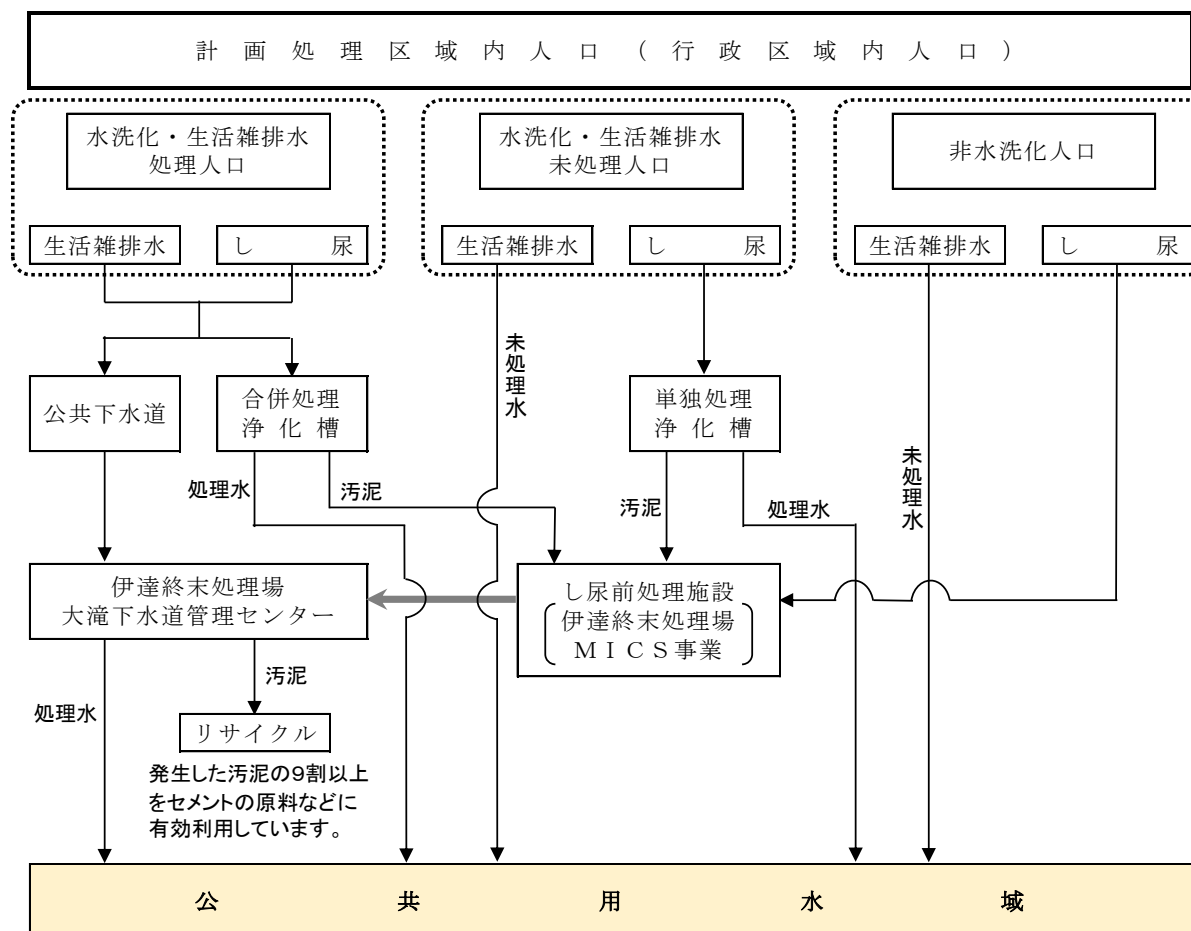
本市における生活排水の処理フローは図1のとおりです。

公共下水道に接続し水洗化済みの世帯については、し尿と生活雑排水の全てが終末処理場で処理されます。合併処理浄化槽を設置している世帯についても、し尿と生活雑排水の全てが浄化槽で処理されます。これらの世帯人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」としてしています。

し尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯については、トイレは水洗化されていますが、台所や風呂などの生活雑排水は未処理のまま放流していますので、この世帯人口を「水洗化・生活雑排水未処理人口」としてしています。

くみ取り式トイレの世帯についても、台所や風呂などの生活雑排水を未処理のまま放流していますので、この世帯人口を「非水洗化人口」としてしています。

図1 生活排水の処理フロー図



2 生活排水処理形態別人口の状況

本市における過去5年間（2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度））の各年度末の生活排水処理形態別人口は表2のとおりです。

2015年度（平成27年度）末における処理形態別人口は、計画処理区域内人口（行政区域内人口）35,330人に対して、水洗化・生活雑排水処理人口 28,705人（81.2%）、水洗化・排水処理未処理人口 516人（1.5%）、非水洗化人口 6,109人（17.3%）となっており、処理施設別にみると、その大部分が下水道によるものです。

また、生活排水処理率は、2011年度（平成23年度）と比較すると6.6%増加しています。

表2 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

| | 2011年度 (平成23年度) | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 計画処理区域内人口 | 36,427 | 36,201 | 36,011 | 35,620 | 35,330 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 27,169 | 27,290 | 28,439 | 28,401 | 28,705 |
| コミュニティ・プラント | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公共下水道 | 25,677 | 25,760 | 26,932 | 26,917 | 27,210 |
| 合併処理浄化槽 | 1,492 | 1,530 | 1,507 | 1,484 | 1,495 |
| 農業集落排水施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽) | 703 | 632 | 601 | 550 | 516 |
| 非水洗化人口 (くみ取り人口) | 8,555 | 8,279 | 6,971 | 6,669 | 6,109 |
| 計画処理区域外人口 (自家処理人口) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 2011年度 (平成23年度) | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 生活排水処理率 (%) | 74.6 | 75.4 | 79.0 | 79.7 | 81.2 |
| 水洗化率 (%) | 76.5 | 77.1 | 80.6 | 81.3 | 82.7 |

※ 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口

水洗化率＝(水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口)／計画処理区域内人口

3 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は表3のとおりです。

表3 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象生活排水の種類 | 処理主体 |
|---------|-----------|------|
| 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| 公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 伊達市 |
| し尿前処理施設 | し尿及び浄化槽汚泥 | 伊達市 |

※ 単独処理浄化槽は、2000年（平成12年）の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から削除され、2001年（平成13年）4月1日からは原則として合併浄化槽処理でなければ新設できないこととなっています。

※ 浄化槽汚泥とは、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽から発生する汚泥、ごみ等の清掃汚泥のことをいいます。

4 下水処理場の概要

本市では「胆振西部衛生組合若生し尿処理場」の廃止に伴い、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理は、汚水処理施設共同整備事業（M I C S事業※1）により下水処理場である伊達終末処理場で行っています。

現在の公共下水道事業計画における下水処理施設の概要は表4のとおりです。

なお、1993年（平成5年）3月にフレックスプラン（※2）による暫定処理場として供用開始した有珠終末処理場については、ポンプ場へ転用し、伊達終末処理場へ統合する計画となっています。

表4 下水処理施設の概要

| 処理区名 | 伊 達 処 理 区 | 大 滝 処 理 区 |
|-------------|------------------------------|------------------------------|
| 終 末 処 理 場 | 伊達終末処理場 | 大滝下水道管理センター |
| 排 除 方 式 | 分 流 式 | 分 流 式 |
| 処 理 方 式 | 標準活性汚泥法 | オキシデーショondiッチ法 |
| 処理水量(日最大) | 13,500m ³ /日 | 1,530m ³ /日 |
| 計 画 放 流 水 質 | p H 5.8～8.6 | p H 5.8～8.6 |
| | B O D 15mg/L | B O D 15mg/L |
| | S S 40mg/L | S S 40mg/L |
| | 大腸菌群数 3,000個/cm ³ | 大腸菌群数 3,000個/cm ³ |
| 放 流 先 | 長 流 川 | 徳舜瞥川（長流川水系） |
| 敷 地 面 積 | 4.23ha | 1.00ha |
| 供 用 開 始 | 1985年（昭和60年）10月 | 1998年（平成10年）3月 |

（2015年度（平成27年度）伊達市公共下水道事業変更計画書より）

※1 汚水処理施設共同整備事業（M I C S事業）

下水道や合併処理浄化槽等複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備し、施設整備の効率化を図る事業のことをいいます。

※2 フレックスプラン

終末処理場から離れている地域では、下水道が整備されるまで相当の年月がかかるため、早急に下水道整備が求められる地域において終末処理場とは別に中間的な処理施設を設置し、暫定的に下水処理を開始する整備方式のことをいいます。

5 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は2015年度（平成27年度）末現在で約80%ですが、そのほとんどは下水道整備によるものです。

公共下水道事業については、市街化区域の整備が概ね完了し、市街化調整区域のうち、人口、家屋が密集した地区の整備も順調に進み、整備完了の目処が立ってきた状況にあることから、今後は下水道が供用開始された整備区域内の水洗化率の向上を図るため、効果的な啓発活動を継続的に展開する必要があります。

また、下水道予定処理区域外においては、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されないよう合併処理浄化槽の普及が必要です。

第4章 生活排水の処理計画

1 処理の方針

生活排水処理施設整備の基本方針に沿って、できるだけ多くの生活排水が適正に処理されるよう地域の実情に対応した施設整備を推進します。

2 生活排水処理の目標

将来における生活排水処理形態別人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2013年（平成25年）3月推計）」を参考に、下水道の整備予定や合併処理浄化槽設置見込数等を考慮し推計しています。

現在及び計画目標年次における生活排水処理の目標値は次のとおりです。

表5-1 生活排水の処理の目標

| | 現 在 2015年度 (平成27年度) | 目 標 年 度 2025年度 (平成37年度) |
|---------|---------------------------|-------------------------------|
| 生活排水処理率 | 81.2 % | 92.8 % |

表5-2 人口の内訳

| | 現 在 2015年度 (平成27年度) | 目 標 年 度 2025年度 (平成37年度) |
|---------------|---------------------------|-------------------------------|
| 行政区域内人口 | 35,330 人 | 31,912 人 |
| 計画処理区域内人口 | 35,330 人 | 31,912 人 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 28,705 人 | 29,629 人 |

表 5-3 生活排水処理形態別内訳

| 項目 | 年度 | 現 在 2015年度 (平成27年度) | 目 標 年 度 2025年度 (平成37年度) |
|---------------------------|----|---------------------------|-------------------------------|
| 計画処理区域内人口 | | 35,330 人 | 31,912 人 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | | 28,705 人 | 29,629 人 |
| コミュニティ・プラント | | 0 人 | 0 人 |
| 公共下水道 | | 27,210 人 | 27,656 人 |
| 合併処理浄化槽 | | 1,495 人 | 1,973 人 |
| 農業集落排水施設 | | 0 人 | 0 人 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽) | | 516 人 | 192 人 |
| 非水洗化人口 (くみ取り人口) | | 6,109 人 | 2,091 人 |
| 計画処理区域外人口 (自家処理人口) | | 0 人 | 0 人 |

第5章 くみ取りし尿等の処理計画

1 し尿等の排出状況

過去5年間（2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度））のし尿等の収集量は表6のとおりで、下水道の整備等に伴い、し尿は減少傾向が続いておりますが、浄化槽汚泥は減少ないし横ばい傾向となっております。

なお、本市では、洞爺湖町、豊浦町及び壮瞥町から事務の委託を受け、3町のし尿等の収集、処理も行っています。

表6 し尿等収集量の推移

(単位：kℓ)

| | | 2011年度 (平成23年度) | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) |
|-----|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 伊達市 | し尿 | 4,993 | 4,731 | 4,573 | 4,221 | 3,963 |
| | 浄化槽汚泥 | 1,663 | 1,441 | 1,339 | 1,323 | 1,379 |

(参考)

| | | | | | | |
|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 洞爺湖町 | し尿 | 1,035 | 992 | 987 | 879 | 906 |
| | 浄化槽汚泥 | 330 | 293 | 437 | 397 | 387 |
| 豊浦町 | し尿 | 484 | 437 | 450 | 362 | 316 |
| | 浄化槽汚泥 | 693 | 732 | 496 | 579 | 725 |
| 壮瞥町 | し尿 | 193 | 187 | 208 | 220 | 218 |
| | 浄化槽汚泥 | 528 | 568 | 542 | 527 | 688 |

2 し尿等の排出量の予測

し尿等の将来量は、次の方法により算出した排出量原単位（1人1日あたりの排出量）に推計人口を乗じて予測します。

(1) し尿排出量原単位

し尿排出量原単位は、2015年度（平成27年度）のし尿収集量を同年度のし尿収集人口（想定値）で割り戻して設定します。

◆ し尿収集量 = 3,963 kℓ/年 …………… ①

◆ し尿収集人口（想定値） = 6,109人 …… ②

☆ 算定式；し尿排出量原単位 = ①×1,000÷(365日×②)

この条件で計算すると次のとおりとなります。

$$\text{し尿排出量原単位} = 3,963\text{kℓ/年} \times 1,000 \div (365\text{日} \times 6,109\text{人}) = 1.78 \text{ ℓ/人/日}$$

上記により、し尿排出量原単位は『1.78（ℓ/人/日）』とします。

(2) 浄化槽汚泥排出量原単位 [定住]

浄化槽汚泥排出量原単位は、清掃業者から提出される「浄化槽汚泥収集計画書」と浄化槽が設置されている地域（町）の平均世帯人員を用いて設定します。

算定条件と算定方法は次のとおりです。

◆ 一般住宅の浄化槽5～10人槽の全基数 = 475基 …………… ①

◆ 一般住宅の浄化槽5～10人槽の年間収集量 = 725kℓ/年 …… ②

◆ 平均世帯人員 = 2.06人/戸 → 2.06人/基と読み替える …… ③

☆ 算定式；浄化槽汚泥排出量原単位 [定住] = ②×1,000÷(365日×①×③)

この条件で計算すると次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥排出量原単位 [定住]} &= 725\text{kℓ/年} \times 1,000 \div (365\text{日} \times 475\text{基} \times 2.06\text{人/基}) \\ &= 2.03 \text{ ℓ/人/日} \end{aligned}$$

上記により、定住人口の浄化槽汚泥排出量原単位は『2.03（ℓ/人/日）』とします。

(3) 定住系以外の浄化槽汚泥排出量

市内には、浄化槽により排水処理を行っている観光施設や事業所等があり、これらの施設は定住人口に関係なく永続的に浄化槽汚泥が発生するため『定住系以外の浄化槽汚泥量』として、定住人口とは別に予測します。

清掃業者から提出される「浄化槽汚泥収集計画書」のデータを用いて、事業所や宿泊施設等の大規模施設から排出される浄化槽汚泥量を集計します。

◆ 年間収集量 = 356kℓ …… ①

☆ 算定式；浄化槽汚泥排出量原単位 [定住外] = ① ÷ 365日

この条件で計算すると次のとおりとなります。

浄化槽汚泥排出量原単位 [定住外] = 356kℓ/年 ÷ 365日 = 0.98 kℓ/日

上記により、定住系以外の浄化槽汚泥排出量は『0.98 (kℓ/日)』とします。

3 予測結果のまとめ

現在及び計画目標年次におけるし尿等排出量の予測結果は、表7のとおりです。

表7 し尿等の排出量の予測

| | 現 在 2015年度 (平成27年度) | 目 標 年 度 2025年度 (平成37年度) |
|----------|---------------------------|-------------------------------|
| し尿排出量 | 3,963 kℓ | 1,358 kℓ |
| 浄化槽汚泥排出量 | 1,379 kℓ | 1,960 kℓ |

4 し尿等の処理計画

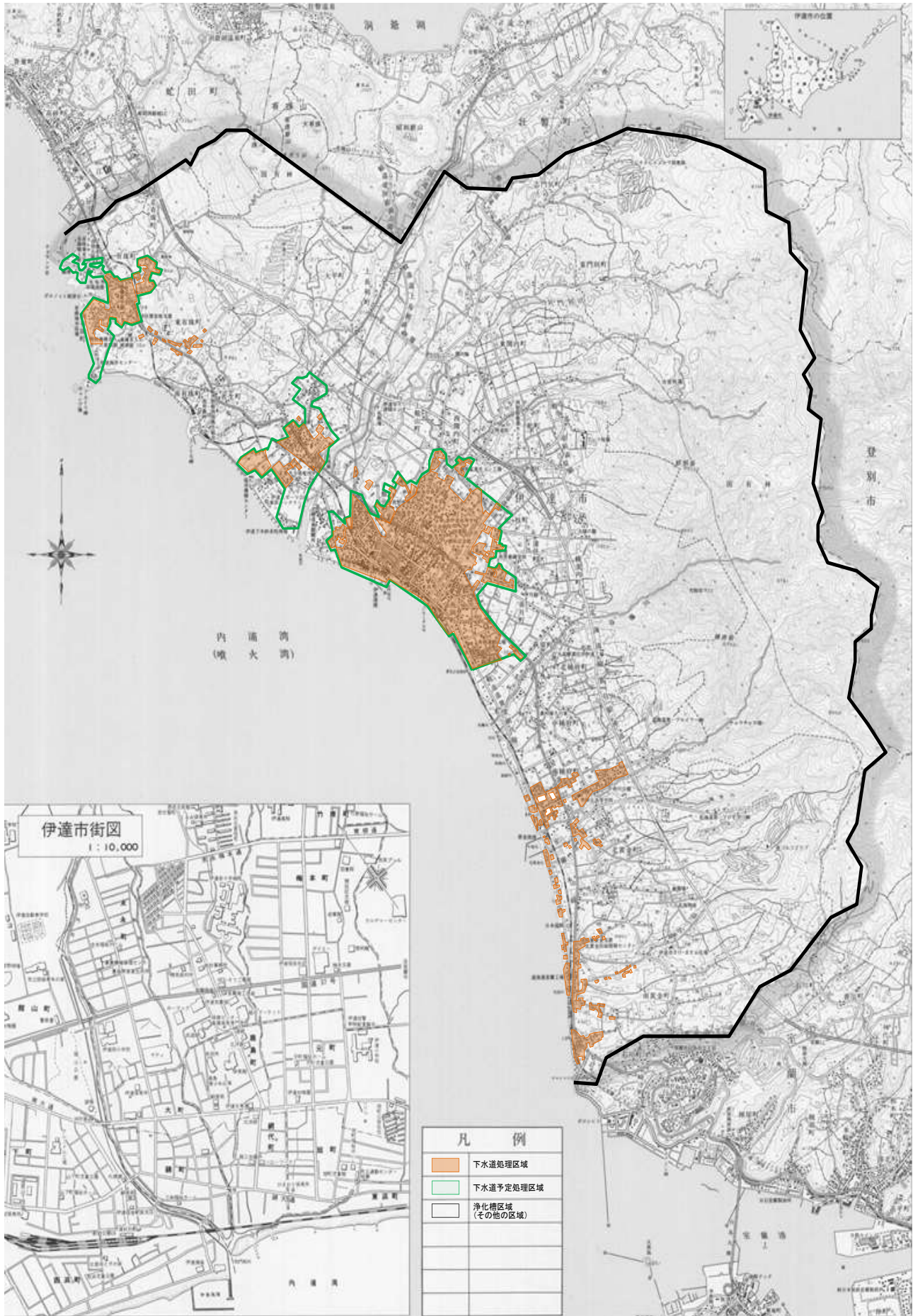
し尿等の収集・運搬については、し尿は業者に委託し、浄化槽汚泥は許可業者が行っています。

処理については、本市を含む4市町（伊達市・洞爺湖町・壮瞥町・豊浦町）の効率的かつ経済的な汚泥処理を図るため、2009年（平成21年）4月からM I C S事業より伊達終末処理場で一元処理を行っています。また、生活雑排水柵の汚泥などは最終処分場で処理されています。

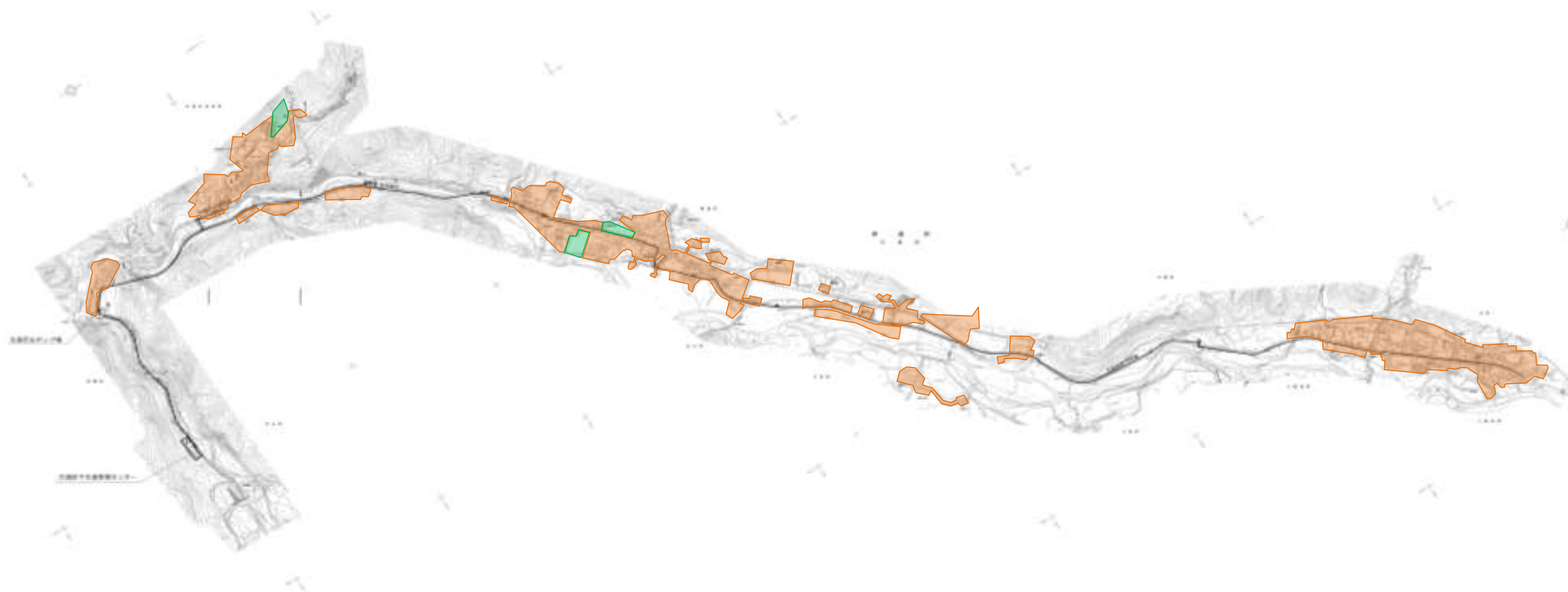
し尿等の排出量は、今後も長期的に減少傾向が続くものと見込まれることから、収集・運搬業務の効率化を図りながら現行のシステムを維持します。



資 料

生活排水処理計画図



生活排水処理計画図（大滝区）



| 凡 例 | |
|---|---------------|
|  | 下水道処理区域 |
|  | 下水道予定処理区域 |
| | 浄化槽区域(その他の区域) |

処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥の実績・将来予測

| 区 分 | | 実測値 | | | | | 予測値 | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 2011年度 (H23年度) | 2012年度 (H24年度) | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) | 2021年度 (H33年度) | 2022年度 (H34年度) | 2023年度 (H35年度) | 2024年度 (H36年度) | 2025年度 (H37年度) |
| 計画処理区域内人口（人） | | 36,427 | 36,201 | 36,011 | 35,620 | 35,330 | 34,989 | 34,648 | 34,307 | 33,966 | 33,626 | 33,283 | 32,940 | 32,597 | 32,254 | 31,912 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口（人） | | 27,169 | 27,290 | 28,439 | 28,401 | 28,705 | 29,128 | 29,551 | 29,974 | 30,397 | 30,816 | 30,579 | 30,342 | 30,105 | 29,868 | 29,629 |
| コミュニティ・プラント（人） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公共下水道（人） | | 25,677 | 25,760 | 26,932 | 26,917 | 27,210 | 27,591 | 27,972 | 28,353 | 28,734 | 29,113 | 28,822 | 28,531 | 28,240 | 27,949 | 27,656 |
| 合併処理浄化槽（人） | | 1,492 | 1,530 | 1,507 | 1,484 | 1,495 | 1,537 | 1,579 | 1,621 | 1,663 | 1,703 | 1,757 | 1,811 | 1,865 | 1,919 | 1,973 |
| 農業集落排水施設（人） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口（人） 〔単独処理浄化槽〕 | | 703 | 632 | 601 | 550 | 516 | 484 | 452 | 420 | 388 | 356 | 324 | 292 | 260 | 228 | 192 |
| 非水洗化人口（人）〔くみ取り人口〕 | | 8,555 | 8,279 | 6,971 | 6,669 | 6,109 | 5,377 | 4,645 | 3,913 | 3,181 | 2,454 | 2,380 | 2,306 | 2,232 | 2,158 | 2,091 |
| 計画処理区域外人口（人）〔自家処理人口〕 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活排水処理率（％） | | 74.58 | 75.38 | 78.97 | 79.73 | 81.24 | 83.24 | 85.28 | 87.36 | 89.49 | 91.64 | 91.87 | 92.11 | 92.35 | 92.60 | 92.84 |
| 原 単 位 | し尿排出量原単位（ℓ/人/日） | | | | | | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 | 1.78 |
| | 浄化槽汚泥排出量原単位（ℓ/人/日） | | | | | | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 | 2.03 |
| 定住系以外の浄化槽汚泥排出量（kℓ/日） | | | | | | | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 | 0.98 |
| 排 出 量 | し尿排出量（kℓ/日） | 13.67 | 12.96 | 12.53 | 11.56 | 10.85 | 9.57 | 8.26 | 6.96 | 5.66 | 4.36 | 4.23 | 4.10 | 3.97 | 3.84 | 3.72 |
| | 浄化槽汚泥排出量（kℓ/日） | 4.55 | 3.94 | 3.66 | 3.62 | 3.77 | 5.08 | 5.10 | 5.12 | 5.14 | 5.15 | 5.20 | 5.24 | 5.29 | 5.33 | 5.37 |
| | 合計（kℓ/日） | 18.22 | 16.90 | 16.19 | 15.18 | 14.62 | 14.65 | 13.36 | 12.08 | 10.80 | 9.51 | 9.43 | 9.34 | 9.26 | 9.17 | 9.09 |

伊達市浄化槽指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、浄化槽の一層の普及と良好な生活環境の保全を図るために、浄化槽の処理水の放流先に関し必要な事項を定めるとともに、浄化槽の設置及び維持管理に関し適正な指導を行うために必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽)

第2条 この指針は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に定義する浄化槽に適用する。

(処理水の放流を可とする市の施設)

第3条 浄化槽の処理水の放流を可とする市の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 道路側溝 河川まで接続されたもので素掘りでないものに限る。
- (2) 排水路 河川又は海洋まで接続されたもので素掘りの場合は流量のあるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、単独処理浄化槽の処理水の放流を可とする市の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 道路側溝 暗渠又は蓋かけ方式により河川まで接続されたもの
- (2) 排水路 暗渠又は蓋かけ方式により河川又は海洋まで接続されたもの

(市の施設以外への放流)

第4条 浄化槽の処理水を市の施設以外の用排水路へ放流する場合には、設置しようとする者に対し、当該施設に権利を有する者と協議を行わせ、設置後に問題が生じないよう指導する。

2 前項に規定する用排水路は、河川又は海洋まで接続されたもので素掘りの場合は流量のあるものでなければならない。

3 届出に際しては、第1項の協議が了したことを口頭により確認するものとする。

(地下浸透放流)

第5条 浄化槽の処理水を前2条の規定により放流することができない場合は、地下浸透放流によることができる。

2 地下浸透放流は、北海道浄化槽事務ガイドブックの定めるところによる。

(届出書等の受理)

第6条 届出等に係る主務課は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく届出は都市住宅課で受理し、北海道浄化槽指導指針で定める通知書により下水道課へ通知するものとする。
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく届出は下水道課で受理し、特定行政庁に係るものは、下水道課から、都市住宅課へ送付書（様式1）により送付するものとする。
- (3) 前号の規定による届出については、事前に都市住宅課と構造等について協議を行うよう指導するものとする。
- (4) 浄化槽法第10条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づく報告書（様式2、3、4）は下水道課で受理するものとする。
- (5) 下水道課は、下水道への接続により浄化槽の使用を廃止しようとする浄化槽管理者に対し、浄化

槽廃止届出書（様式5）を提出するよう指導し、受理するものとする。

- 2 都市住宅課及び下水道課は、前項第1号に規定する通知前及び同項第2号に規定する送付前に協議書（様式6）により届出の内容について、第8条第2項に規定する関係課の意見を徴するものとする。
- 3 前項の規定により意見を徴する関係課は、届出の内容により適宜省略又は追加することができる。
（設置及び管理に関する指導）

第7条 浄化槽の設置及び管理に関する指導は、概ね次の各号に掲げるとおり担任する。

- (1) 無届と認められる浄化槽についての届出等の指導 下水道課
 - (2) 浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査等の実施及び受検の指導 下水道課及び都市住宅課
 - (3) 処理水の排水管等が道路又は河川敷地を無断で占用していると認められる場合についての占用許可申請等の指導 建設課
- 2 前条及び前項に規定するもののほか、北海道より権限委譲された浄化槽法に関する事項 下水道課
（関係課との協議及び連携）

第8条 この指針に定めるもののほか、浄化槽の設置及び管理に関し疑義が生じた場合は、関係課の協議により定め、十分な連携のもとに執行する。

- 2 前項に規定する関係課とは、次の課をいう。
 - (1) 経済環境部 農務課、水産林務課、環境衛生課
 - (2) 建設部 建設課、都市住宅課、下水道課
- 3 関係課の協議は、疑義が生じた課において発議し、会議を招集するものとする。
- 4 前項に規定する会議は、協議の内容によって必要に応じた関係課により開催することができる。

附 則

この指針は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年12月14日から施行する。